

環境経営の推進と環境情報の利用について（案）
～グリーン経済を導く基盤の構築に向けて～

平成24年3月

環境情報の利用促進に関する検討委員会

環境情報の利用促進に関する検討委員会 委員名簿

稲永 弘	株式会社トーマツ審査評価機構 代表取締役社長
小野 達哉	帝人株式会社 環境・安全室 環境担当部長
菊池 勝也	大和証券投資信託委託株式会社 エイティ運用部シニア・ファンドマネージャー
後藤 敏彦	環境監査研究会 代表幹事
竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行 事業開発部 CSR支援室長
泊 健守	イオン株式会社 グループ環境・社会貢献部長
坂上 学	法政大学 経営学部教授
実平 喜好	株式会社東芝 環境推進部長
庄子 真憲	横浜市 温暖化対策統括本部長
田島 京子	株式会社日立製作所 社会産業システム社 事業戦略統括本部
水口 剛	高崎経済大学 経済学部教授

(敬称略、五十音順、 : 委員長)

【ゲスト】

内田 宏樹	一般社団法人 Water CSR JAPAN
森澤 みちよ	CDP 事務局
筏井 大祐	一般社団法人 XBRL Japan 理事

【オブザーバー】

経済産業省	産業技術環境局 環境政策課 環境調和産業推進室
金融 庁	総務企画局 企業開示課

【ワーキンググループ】

サステナブルVCMワーキンググループ 委員名簿

歌島 秀明 株式会社エフピコ 環境対策室
江藤 一弘 株式会社リコー 社会環境本部 環境経営企画室 戦略グループ
スペシャリスト
後藤 敏彦 環境監査研究会 代表幹事
服部 直樹 日産自動車株式会社 企画室 グローバル環境企画オフィス 主任
藤崎 有美 株式会社三井住友銀行 法人企業統括部 部長代理
森下 研 一般財団法人持続性推進機構 専務理事
山本 秀一 公認会計士・税理士山本秀夫事務所
山本 芳華 摂南大学 経営学部 准教授

(敬称略、五十音順、 印：座長)

ICTによる環境情報の利用促進ワーキンググループ 委員名簿

大塚 玲奈 株式会社エコトワザ 代表取締役
倉橋 麻生 株式会社グッドバンカー SRI アナリスト
坂上 学 法政大学 経営学部経営学科 教授
杉浦 康之 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社 CSR調査室
課長
寺瀬 哲 株式会社サトー 経営企画本部 総務部 CSRグループ 専門部長
渡邊 華奈 日本アイ・ビー・エム株式会社 環境統括 環境管理推進係長
和田 芳明 株式会社NTTデータ パブリック&フィナンシャル事業推進部 グ
ローバル推進部 グローバル推進担当部長

(敬称略、五十音順、 印：座長)

【ゲスト】

黒崎 美穂 ブルームバーグ L.P.

(所属・肩書は各ワーキンググループ開催当時のもの)

【事務局】

環境省 総合環境政策局 環境経済課

目 次

環境情報の利用促進に関する検討委員会 報告書（概要）

本文

（はじめに）

（使用した用語の定義）

第1章 グリーン経済と環境経営・環境報告

- 1．グリーン経済と環境経営の推進
- 2．環境経営及び環境報告の現状と課題
- 3．グリーン経済を導くための基盤とその必要性
- 4．納入先企業、金融及び行政機関の役割

第2章 バリューチェーンにおける環境経営の推進基盤

- 1．バリューチェーンにおいて環境経営を推進する意義
- 2．仕入先への環境経営評価に関する動向と課題
- 3．金融におけるバリューチェーン志向
- 4．環境経営を推進する基盤の方向性

第3章 情報通信技術（ICT）を利用した環境情報基盤

- 1．環境報告の有用性と環境情報利用の課題
- 2．ICTを利用した環境情報基盤の必要性
- 3．ICTを利用した環境情報基盤の考慮事項
- 4．ICTを利用した環境情報基盤の方向性

第4章 環境経営と環境情報利用の施策に関する具体的な提案

- 1．環境経営の推進基盤に関する施策について
- 2．ICTを利用した環境情報基盤に関する施策

（おわりに）

参考資料

- 1．環境にやさしい企業行動調査結果（抜粋）
- 2．エコアクション2.1概要
- 3．環境経営等に関する意識調査
- 4．グリーン調達推進ガイドライン
- 5．環境経営の評価チェックリスト
- 6．環境経営の共通質問票（例示）
- 7．環境経営人材のキャリアアップイメージ
- 8．行政機関への届出・報告一覧と環境報告の記載項目関連表
- 9．情報基盤政策のアイデア募集結果概要

本報告書においては、環境経営の推進と環境情報の利用に資する基盤構築について考察しているが、規制的手法による施策は、検討の対象としていない。

環境情報の利用促進に関する検討委員会 報告書（概要）

（はじめに）

経済システムがグリーン化された状態では、市場メカニズムにおいて、自ずと企業の環境配慮等の取組が評価され、各主体の経済合理的な意思決定の下で、環境に優れた経済行動が選択されていく。

持続可能な社会形成に不可欠なこのグリーン経済を、安定的かつ恒久的なものとするためには、グリーン経済を促進するための社会的な基盤の構築が肝要となる。

第1章 グリーン経済と環境経営・環境報告

1. グリーン経済と環境経営の推進

（1）グリーン経済に関連する政策動向

各国における様々なグリーン経済に関わる政策は、経済活動に環境視点を誘引させ、付加価値の創出と環境負荷の低減を同時に達成することを、国全体として志向したものと見える。

（2）グリーン経済と環境経営の推進

企業における中長期的かつ戦略的な環境経営手法の発達と普及により、国全体としても付加価値創出の最大化と環境負荷の抜本的な低減の同時実現につながっていく。

2. 環境経営及び環境報告の現状と課題

（1）環境経営の現状と課題

グリーン経済の移行を国全体として図っていくためには、さらなる環境経営の推進を行っていく必要がある。

（2）環境報告の現状と課題

グリーン経済へ移行するためには、環境経営の評価に資する環境情報の開示が不可欠であり、さらなる有用な環境報告の実施を図っていく必要がある。

3. グリーン経済を導くための基盤

（1）我が国の環境関連政策と環境経営・環境報告

バリューチェーン全体を見据えて、企業組織において環境経営を適切に実践する仕組みを構築することが不可欠。

市場メカニズムを利用して環境経営評価が行われ、かつその適切な評価のための有用な環境情報が、経済活動の重要な媒介として存在していなければならない。

(2) 環境経営と環境報告の方向性

バリューチェーン全体における環境負荷の低減を含む持続可能な資源・エネルギーの利用を図っていくことが、企業が考慮すべき重要な事項となる。

環境情報の開示についても、事業機会やリスクに関連した開示手法や情報通信技術（ICT）を利用した比較分析、経済・環境・社会の情報を統合又は関連させた開示についても、諸外国において制度化や議論が進展している。

(3) グリーン経済を導くための基盤とその必要性

グリーン経済を導くための基盤を考察すると、以下の2つが重要になる。

- バリューチェーン全体で持続可能な資源・エネルギー利用を志向する環境経営の推進基盤
- 環境・社会・経済の視点を統合的に経済活動に織り込むための情報開示基盤

4. 納入先企業、金融機関等及び行政機関の役割

(1) 納入先企業の役割

バリューチェーンマネジメント（VCM）の取組促進により、仕入先企業の環境経営を評価し、かつ側面から支援すると共に、取引先の経営者等に対して環境経営の動機付けを与える効果が期待される。

(2) 金融機関等の役割

環境及び社会的側面を含めた企業評価の実施を通じて、投資家や金融機関（金融機関等）が投融資先企業の環境経営のレベルアップや持続可能性の向上に貢献し、さらにはグリーン経済への移行を円滑にする重要な機能を果たすことが期待される。

(3) 行政機関の役割

行政機関には、公表された環境報告の有効利用や環境経営の評価によるインセンティブ付与など、環境経営の優れた取組を促進し、グリーン経済へ移行するための主導的な役割が期待される。

第2章 バリューチェーンにおける環境経営を推進する基盤

1. バリューチェーンにおいて環境経営を推進する意義

(1) 大手企業の環境経営について

大手企業において、資源・エネルギーや温室効果ガスなどに関する環境課題が、経営上の重要な課題として認識されている。

(2) バリューチェーンを視野に入れた環境経営の目的

バリューチェーン全体を視野に入れた環境経営の目的としては、取引先との協同関係の構築によるシナジー効果によって、事業機会とリスクに戦略的に対応していくことだと考えられる。

(3) 環境経営のメリットと推進する意義

環境経営を実施するいずれの企業にとっても、バリューチェーンを通じた環境経営の実践は、事業の持続可能性を高めるための手段になると考えられる。

これらの企業活動の集合が、国全体の動きへと広がることにより、環境問題への国としての対応力を上げていき、かつ社会の持続可能性な発展の礎が築かれる。

2. 仕入先への環境経営評価に関する動向と課題

(1) 仕入先への環境経営評価の現状認識

グリーン調達による仕入先への環境経営評価は、現状では一次仕入先までであるが、将来的な方針として、二・三次仕入先など川上企業に広めていこうとする企業は多い。

(2) 仕入先への環境経営評価に関する事例

電気機器や輸送用機器メーカー等では、グリーン調達基準における必須の要請事項として、EMS 認証取得等を要請しているケースが多くみられる。

仕入先へ環境配慮の取組を要請するにあたって、重要なパートナーとして一緒に取り組む方針のもと、教育啓発を独自に、或いは業界単位で実施している場合がある。

(3) 仕入先への環境経営評価における課題

バリューチェーンにおいて環境経営評価を広げるには、人材・評価ノウハウ・資金・情報といった問題を総合的に解決することが肝要である。

3. 金融におけるバリューチェーン志向

中長期的には、多くの金融機関は投融資先企業の環境・社会的取組が評価要素となり得ると考えている。

4. 環境経営を推進する基盤の方向性

(1) 経営者等の動機づけ

納入企業のグリーン調達の要請等が仕入先の環境経営推進に有効に機能すれば、経営者の動機付けになっていく。

金融機関等の担当者が、モニタリングやコンサルティング機能を通じて、経営者の環境経営への関心を高めていくことも動機付けとなる。

(2) 社内における環境経営人材の育成

経営者目線で社内において環境経営の推進役を担うことのできる管理者・現場担当者の育成が重要となる。

(3) 組織作り

環境経営を行う上では、環境を統括する部署と経営を企画・管理する部署が同一であることが望ましい。

(4) 企業の外部関係者の育成等

企業の外部関係者が、環境の視点を持つことも必要である。そのためには、外部関係者にとっての動機付けと行動の制約(人、ノウハウなど)を克服することが必要である

(5) 環境経営の見える化

環境経営を評価するためには、今後を見据えた環境経営の方向性と関連することが望ましい。

法令遵守は当然として、更に省資源、省エネルギー等の取組が企業としても経済的な便益獲得に貢献することを見える化することが有用となる。

(6) 段階的な実施と指導・協力

目指す環境経営の方向性に向けて段階的に VCM の取組を推進していくことが必要。

取引関係を通じて、仕入先の環境経営のレベルを向上するよう可能な範囲で指導・協力していくことが期待される。

(7) 環境経営のインセンティブ

環境経営に取り組むインセンティブとしては(1)経営者等の動機づけに記載しているグリーン調達による売上増加に加え、それ以外のインセンティブも付与することが必要である。

第3章 情報通信技術(ICT)を利用した環境情報基盤

1. 環境報告の有用性と環境情報利用の課題

(1) 環境報告の有用性

環境報告により開示される情報が、有用な環境情報の質的特性を具備し、かつ信頼性が確保されたものである場合には、環境報告はグリーン経済において機能を発揮す

るものとなっていく。

(2) 環境情報の利用における課題

現状、環境報告により開示される環境情報は、これらの質的特性を十分満たしたものと切り切れない。

2. ICT を利用した環境情報基盤の必要性

(1) グリーン経済と有効な環境情報基盤

有効な環境情報基盤には、開示される環境情報の中身が充実しており、評価に資する質の高い情報であることが前提となる。

しかし、この前提が満たされたとしても十分ではなく、環境情報の入手容易性と利用機会の拡大を可能とする ICT を利用した環境情報基盤の整備が不可欠となる。

(2) ICT を利用した環境情報基盤の必要性

特に ICT の必要性は、環境情報の補完的な質的特性を充足させられる点からいえる。

3. ICT を利用した環境情報基盤の考慮事項

既存データとの連動

開示における負担の軽減

多言語性及び国際互換性

開示へのインセンティブ付与

4. ICT を利用した環境情報基盤構築の方向性

ICT を利用した環境情報基盤の方向性として、以下の2つのアプローチが考えられる。

➤ 共通項目フォーマットにより新たな報告書を作成する統合アプローチ

➤ 既存の報告書をそのまま活用する現状維持型アプローチ

第4章 環境経営と環境報告の施策に関する具体的な提案

1. 環境経営の推進基盤に関する施策について

(1) 経営者（管理者）に対する動機付け

交流会等

外部関与者による促進

グリーン調達推進イニシアティブ（仮称）

(2) 内部担当者のキャリアアップ

研修・セミナーの実施

環境経営人材キャリアアップの仕組み

2. ICT を利用した環境情報基盤に関する施策

(1) 環境情報の比較可能性向上

業種別 K P I の検討と普及

環境情報の開示イニシアティブ（仮称）

(2) 環境情報の信頼性向上

信頼性を確保するための手続きの整理、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き（試行版）」の改訂により、更なる信頼性チェックの質の向上を図っていく。

(3) 環境経営に関連する経済・社会的情報の整理

企業の持続可能性を的確に捉えるためには、環境面のみならず、経済面及び社会面を含めて企業の活動状況を把握することが必要となる。

環境負荷と財務情報を体系的に開示する手法のひとつとしては環境会計があるが、環境会計情報の利用促進について引き続き検討していく必要がある。

(4) 環境報告の未実施企業への促進

簡易的な環境報告の推進

環境報告のインセンティブ

(おわりに) (未定稿：検討会の議論を受けて記載)

グリーン経済の実現のためには、金融機関や投資家、国や地方公共団体、消費者など様々なステークホルダーが、企業の環境配慮行動を適切に評価することを期待する。

我が国の経済成長と持続可能な社会の形成を成すための重要な要素としてのグリーン経済への移行には、2つの基盤がその礎として重要であり、多様なステークホルダーと連携を通じて、有効な施策を推し進めていく必要がある。

（はじめに）

社会の持続的な発展には、地球環境の保全が不可欠となる。人類が環境に配慮することなく行動を起こした場合、生態系を含む地球環境に回復不能な影響を与える可能性がある。そのような状態を回避するためには、各経済主体が、自らの経済活動が及ぼす環境への影響を事前に把握することが必要となる。

ただし、すべての経済主体が環境への影響を的確に捉えることは、難しい面もある。なぜなら、昨今の経済活動はその範囲を拡大する傾向にあるため、一つの経済活動に関連する主体や事象は複数化・多様化しており、経済活動に伴う環境への影響はより複雑となっているからである。

また、環境問題が深刻化することにより、気候変動、資源・エネルギー問題、生物多様性の損失など、様々な環境負荷が相互に関連し影響を及ぼしたり、環境への影響が経済的な課題や貧困問題などの経済・社会的な側面とも密接に関係している点も、経済活動が及ぼす環境への影響を総合的に掴むのを一層難しくしている。

これら複雑化する環境への影響を着実に低減していくためには、既存の経済システムをグリーン経済に移行させることが有効である。経済システムがグリーン化された状態では、市場メカニズムにおいて、自ずと企業の環境配慮等の取組が評価され、各主体の経済合理的な意思決定の下で、環境に優れた経済行動が選択されていく。

つまり、環境経営の実践、その結果の評価、環境に配慮した消費や金融といった経済行為が、市場における各々の役割において実施され、環境への影響等の的確な把握の困難性を効率的に克服し、かつ環境に優れた取組に効果的に資金分配が為される。その結果として、環境配慮に積極的な企業が、経済的便益を獲得し得るのである。

さらに、経済主体の判断基準に、環境・経済・社会の視点が組み込まれることにより、消費や生産及び金融といった経済活動は、持続可能なものへと変容していく。そして、持続可能な社会形成に不可欠なこのグリーン経済を、安定的かつ恒久的なものとするためには、グリーン経済を促進するための社会的な基盤の構築が肝要となる。

本報告書は、以上のような認識に基づいて、グリーン経済を導くための基盤構築に向けて、企業による環境経営の自主的な推進と環境報告で開示された環境情報の有効利用に焦点を当てた具体的な施策についての提言を行うものである。

(使用した用語の定義)

本報告書で使用した用語の定義は、以下のとおりである。

用語	定義
環境経営	バリューチェーン全体を視野に入れ、事業活動に伴い発生した環境負荷による経営への影響を考慮して、重要な環境課題（関連する経済・社会的な課題を含む）に戦略的に対応する取組の総称をいう。
環境報告	企業が事業活動に関わる環境情報により、自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組について公に報告するものをいう。
環境情報	企業の事業活動に関する情報のうち、事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する情報をいう。本報告書で扱う環境情報は、基本的に環境報告に記載される情報を前提としている。
バリューチェーン	企業の事業活動に関連する付加価値の創出から費消に至るすべての過程における一連の経済主体若しくは経済行動をいう。原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動に関連する一連の行為と主体が含まれる。
バリューチェーンマネジメント	バリューチェーンにおける顧客や取引先の経済活動に伴い発生する環境負荷による経営への影響を考慮し、付加価値の最大化と環境負荷低減を目的とした環境経営手法をいう。
環境金融報告書	報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」(中央環境審議会 総合政策部会 環境と金融に関する専門委員会 平成 22 年 6 月公表)
環境情報開示(中間報告)	報告書「企業の環境情報開示のあり方について～強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示～」(企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 平成 23 年 6 月公表)
K P I (key performance indicator)	重要課題について、環境配慮行動や関連する事業活動の経過、業績、現況を効果的に計測できるような因子であり、企業の重要な成功要因を反映し、個々の目標達成度を表すことができる定量的指標をいう。一般的に、「主要業績評価指標」といわれる。

第 1 章 グリーン経済と環境経営・環境報告

1. グリーン経済と環境経営の推進

(1) グリーン経済に関連する政策動向

グリーン経済やグリーンイノベーションなどの環境・エネルギーを中心とした経済政策が、国際的に景気回復を担う中心的な政策の一つとなっている。例えば、再生可能エネルギーへの投資、環境都市の構築など、経済成長を目的とした各国の政策は数多く挙げられる。また、本年 6 月開催予定の国連持続可能な開発会議（UNCSD）（リオ+20）の重要なテーマの一つは、グリーン経済への移行である。

一方、新たな環境規制の強化や国際的な枠組みの創設も行われている。例えば、欧州の RoHS 指令ⁱや REACH 規制ⁱⁱなどの使用化学物質に関わる規制や、欧州水枠組指令ⁱⁱⁱなどの水質管理に関わる規制が企業に厳格に要求されています。また、第 10 回生物多様性条約締約国会議(COP10)における愛知目標及び名古屋議定書の採択は、生物多様性に関わる新たな国際的な枠組みとなる。

これらは、各国において経済的手法や規制的手法など様々な政策手法の組み合わせ（ポリシー・ミックス）により、経済と環境の統合を意図していると捉えることができる。つまり、環境配慮等の取組を促進するための助成や規制等により、経済活動に環境の視点を誘引させ、付加価値の創出と環境負荷の低減を同時に達成することを、国全体として志向したものといえる。

(2) グリーン経済と環境経営の推進

グリーン経済に関連する政策の動向は、企業の経営にも影響する。環境に関する補助金等を上手く利用できれば、ビジネス機会を獲得する可能性が増え、環境規制等の遵守体制を構築できれば、リスク回避が容易になっていく。また、各国の政策は、社会的な課題等を背景に実施されるため、それらの政策の潮流に合致した経営を志向する企業にとって、社会的な課題やニーズに対して的確に対応するための道しるべになるとも考えられる。

さらに、昨今の環境問題が生じた背景には、世界人口の増加や経済活動の規模拡大に対する環境容量の限界であることを考えると、政策的な潮流を考慮するまでもなく、環

境制約・資源制約といった課題は、企業のビジネスリスクとして対峙せざるを得ない課題となってくる。

そのため、企業経営において、環境負荷の低減を図り、持続可能な資源・エネルギー利用に計画的に対応していくことが必要となっていく。また、経営に与える影響が大きくなると予想される場合には、3～5年、さらに先を見通して、かつ重要な課題に対して戦略的に対応することが、企業経営の成功を導く鍵となる。

これら企業における中長期的かつ戦略的な環境経営手法の発達と普及により、国全体としても付加価値創出の最大化と環境負荷の抜本的な低減の同時実現につながっていく。このように考えると、環境経営の推進は、グリーン経済に向けた重要な施策の一つであるといえる。

2. 環境経営及び環境報告の現状と課題

(1) 環境経営の現状と課題

環境省が毎年実施している「環境にやさしい企業行動調査（平成22年度）」によると、大企業（上場及び従業員500名以上の非上場）において、環境マネジメントシステム（ISO14001など、以下EMSという）の認証取得の状況は、上場企業で8割程度及び非上場企業で5割強となっている。また、全事業所又は一部の事業所で認証を取得した企業は、合計で6割程度となっている。（参考資料1参照）

ただし、認証取得の状況を企業の売上高別にみると、売上高が小さくなるにつれ、認証取得の割合は低くなっており、売上高が50～100億円の企業では、認証取得の割合は3～4割程度となる。

さらに、中小企業でも取り組みやすいEMSであるエコアクション21（以下EA21という）は、平成16年における認証取得制度の開始から順調に認証取得の企業数を伸ばし、平成23年12月末では約7千社に上っている。ほとんどが従業員100名未満の企業であり、積極的な企業により環境経営が実践されていることがわかる。（参考資料2参照）

EMSの認証取得状況を、環境経営の普及を測る一つの指標として捉えたと、実際の売上別の企業数とEMS認証取得の現状から鑑みるに、売上が100億円を下回るような企業においては、環境経営の実施は普及していないと考えられる。そのため、グリーン

経済の移行を国全体として図っていくためには、さらなる環境経営の推進を行っていく必要がある。

（２）環境報告の現状と課題

我が国では、環境報告書の作成・公表については、環境配慮促進法^{iv}において大企業は努力義務と定められている。「環境にやさしい企業行動調査（平成 22 年度）」により、大企業における環境報告の現状についてみると、環境報告書（CSR 報告書などを含む）の作成状況は、ここ数年、約 35%で横ばいとなっている。これを、上場・非上場の区分でみると、上場企業が 6 割弱、非上場企業が約 3 割で推移している。（参考資料 1 参照）

また、売上高別にみても、売上高が 1,000 億円超の企業では、8～9 割が環境報告書を作成しているが、1,000 億円を下回ると作成割合が大きく低下していき、売上高が 50～500 億円の企業では、1～2 割程度となる。

なお、EA21 取得企業は、「環境活動レポート」の作成が認証取得の条件となっており、環境報告を毎年実施していることから、環境報告書の作成と事業規模の大小は本質的には関係のないものだと考えられる。

以上から推察するに、企業の環境報告書の作成は、基本的には任意であるため、経営者等による環境報告への意欲か、余程のインセンティブなければ、作成割合が一定水準以上に増加していくことは難しいと考えられる。報告書発行数とレベルは世界トップクラスであるが、近年諸外国でも向上してきており、より一層の向上が求められる。そこで、グリーン経済へ移行するためには、環境経営の評価に資する環境情報の開示が不可欠であり、さらなる有用な環境報告の実施を図っていく必要がある。

3. グリーン経済を導くための基盤

（１）我が国の環境関連政策と環境経営・環境報告

「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）では、我が国が本来持つ環境分野での強みを生かすべく、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）の促進や総合的な政策パッケージによって、トップレベルの環境技術を普及・促進し、世界ナンバー・ワンの「環境・エネルギー立国」を目指すことを掲げている。

企業の環境配慮行動を促進する政策を遂行するに当たっては、我が国における環境経営と環境報告の現状を踏まえることが重要となる。企業がビジネス機会とリスクを的確に捉え、自主的取組により環境負荷の低減に貢献する革新的技術を開発するためには、バリューチェーン全体を見据えて、企業組織において環境経営を適切に実践する仕組みを構築することが不可欠となるからである。

また、企業の意味により積極的に環境経営が実践されるためには、それにより最終的に十分な経済的便益を享受できると判断される必要がある。そのためには、市場メカニズムを利用して環境経営評価が行われ、かつその適切な評価のための有用な環境情報が、経済活動の重要な媒介として存在していなければならない。

さらに、東日本大震災を契機として、バリューチェーンマネジメントを含めた情報管理が事業の継続において非常に重要だという認識が共有された。より多くの企業がバリューチェーン全体を視野に入れ、環境経営及び環境報告のための組織体制を確立することにより、環境と経済の好循環を創り出し、環境産業を一つの柱とした経済成長と雇用機会の創出につなげることができる。

(2) 環境経営と環境報告の方向性

環境経営の普及拡大及び環境情報の有用性は、今後、グリーン経済の政策を推し進めていく上で重要な課題となるが、その際、先進的な企業による環境経営の方向性や各国における環境情報開示の動向も考慮すべき重要なポイントとなる。

まず、先進的な企業による環境経営では、事業活動に伴う環境への影響を、自らの事業機会とリスクに関連付けて、重要な経営課題と捉えて戦略的な対応がなされている。その際に重要となるのが、経営者のリーダーシップである。また、規制等への遵守徹底、ステークホルダーからの要請や期待を経営活動にフィードバックすることも重要とされている。

また、原料調達から製品等の使用・廃棄に至るバリューチェーン全体における環境負荷の低減を含む持続可能な資源・エネルギーの利用を図っていくことも、拡大生産者責任が広がる中では、企業が考慮すべき重要な事項となる。大手企業の中には、川上企業に対して温室効果ガス（GHG）排出量や廃棄物の適正処理などの環境情報を要請したり、EMSの認証取得を取引開始の条件としたりして、事業エリア内のみならず事業エリア外の環境負荷低減・管理も含めて行っている。

さらに、環境情報の開示については、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）が事業機会やリスクに関連して GHG 情報の新たな開示手法を試みたり、情報通信技術（ICT）を利用して開示レベルの比較分析を行ったりしている。また、特に投資家の情報ニーズから、財務情報と環境・社会を含む非財務情報を統合又は関連させて開示することも制度化^vや開示手法の議論^{vi}が進展している。

なお、米国では 2010 年に金融規制改革法^{vii}（ドッド・フランク法）が制定され、上場会社に対し、自社製品等に含有する原材料に関して、紛争鉱物に係る調査・把握及び開示を要請している。また、社会的責任に関する国際的なガイダンスとして ISO26000 が 2010 年に発行され、その利用が広がっていることも注目すべき点である。

これらは、持続可能な社会形成に向けて、社会全体な課題を克服するための国や企業に取組であり、いずれもグリーン経済への移行に資するものと考えられる。

（3）グリーン経済を導くための基盤とその必要性

以上の状況を踏まえて、グリーン経済を導くための基盤を考察すると、以下の 2 つが重要になると考えられる。

- バリューチェーン全体で持続可能な資源・エネルギー利用を志向する環境経営の推進基盤
- 環境・社会・経済の視点を統合的に経済活動に織り込むための情報開示基盤

バリューチェーン全体を視野に入れた環境経営を普及させることにより、環境負荷の排出の原因となる事業活動を横断的に特定し、社会全体として効率的かつ効果的に環境負荷を低減し、持続可能な資源・エネルギーの利用を図っていくことが可能となる。また、先進的な環境経営の考え方や取組を、より多くの企業に浸透させることが可能となる。さらに、バリューチェーンにおける企業間のつながりを強化することによって、国全体として成長機会とリスクへの対応力を拡充させる効果も期待できる。

また、持続可能な社会形成には、環境・経済・社会の観点が統合的に経済活動に織り込まれるような経済・社会システムを構築することが不可欠である。そのため、そのシステム内において取り扱われる情報は、環境・経済・社会が分離独立して存在するのではなく、それぞれが関連して存在することが肝要となる。そのように考えると、開示情報が利用者の目的

に適合していることに加え、各情報が関連付けられ、かつ統合した形で広く利用されることが、開示情報の付加価値を高めるためには必要であると考えられる。

環境経営の促進や有用な環境情報の情報開示基盤は、現状において明確に定まったものが存在するわけではない。しかし、我が国には、先進的な企業を中心として、環境経営や環境報告のノウハウが蓄積されており、グリーン経済の移行を導く基盤の検討を積極的に行っていくことで、世界全体の持続可能な社会形成に大きく貢献していくことができる。

4．納入先企業、金融機関等及び行政機関の役割

前項に記した2つの基盤を構築するに当たっては、企業の環境経営をより多くの経済主体が見て、良し悪しを評価できることが重要となる。

本検討に当たっては、企業の環境経営を評価する主体を、評価の実効性から、納入先企業・金融機関等・行政機関の3つに絞って検討している。

グリーン経済への移行において、これらの3主体に期待される役割は、以下のとおりと考えられる。

(1) 納入先企業の役割

特にグローバル展開をするような大手企業は、事業活動の範囲拡大と共に、環境負荷の発生が増加する可能性を持ち合わせている。また、国際的な規制等の強化や枠組み創設の影響を直接受けることも想定されるため、それらの企業は規制やステークホルダーの動向等に常に留意して事業展開を行っている。そのため、環境に関する最新知識や重要な課題への対応に関するノウハウは、自ずと企業内に蓄積されていくと考えられる。

また、大手企業から川上企業への環境配慮等の取組要請等は、バリューチェーンマネジメント（以下VCMという）の一環として、企業間取引（BtoB）を通じて行われるのが一般的である。先進的な取組をする大手企業には、仕入先企業に出向いたりして、協働で環境負荷の低減となる活動や設計を検討している場合もある。このようなバリューチェーンにおける環境配慮等の取組を通じて、環境経営の指導・協力関係が企業間で結ばれ、かつWIN-WINの関係を相互に構築することが望まれる。

以上から、特に納入先企業においては、VCMの取組促進により、仕入先企業の環境経営を評価し、かつ側面から支援すると共に、環境に優れた企業と優先的に取引をするなどして、取引先の経営者等に対して環境経営の動機付けを与える効果が期待される。

(2) 金融機関等の役割

金融機能には、市場メカニズムにより社会が求める資金ニーズに対して、効率的に資金配分することが挙げられるが、その実行には、キャッシュフロー毀損リスクやリターンの不確実性を予測することが不可欠となる。その予測精度は取引成功の要となり、有用な情報の入手と的確な分析手法の確立が、その重要な前提となる。

また、投資家や金融機関（金融機関等）が実施する投融資の想定期間が中長期になると、事前に分析すべき情報の時間軸も中長期になり、かつ投融資先企業の経営に影響を与える事象の範囲も非財務情報も含め、拡大していく。それらの情報は、必然的に予測の不確実性を附帯するものとなるが、多くの情報から投融資先の財務内容に重要な影響を与える事象を特定していく手法の確立は、金融取引の多様性と市場の活性化につながる重要な取組と考えられる。

さらに、昨今、金融取引の健全化への期待が高まる中で、注目を浴びつつある責任投資（Responsible Investment）や環境格付融資は、投融資分析に経済・環境・社会などの情報を複合的に取り入れ、社会的責任を含めた企業価値を判断するものといえる。また、持続可能な金融取引の志向は広がりを見せ、PRI（Principle of Responsible Investment）や日本の持続可能な社会形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）などへの署名企業は増加している。

これらは、金融機関等にとって、自らの持続可能性を確保することに寄与するものと考えられる。また、このような環境及び社会的側面を含めた企業評価の実施を通じて、金融機関等が投融資先企業の環境経営のレベルアップや持続可能性の向上に貢献し、さらにはグリーン経済への移行を円滑にする重要な機能を果たすことが期待される。

(3) 行政機関の役割

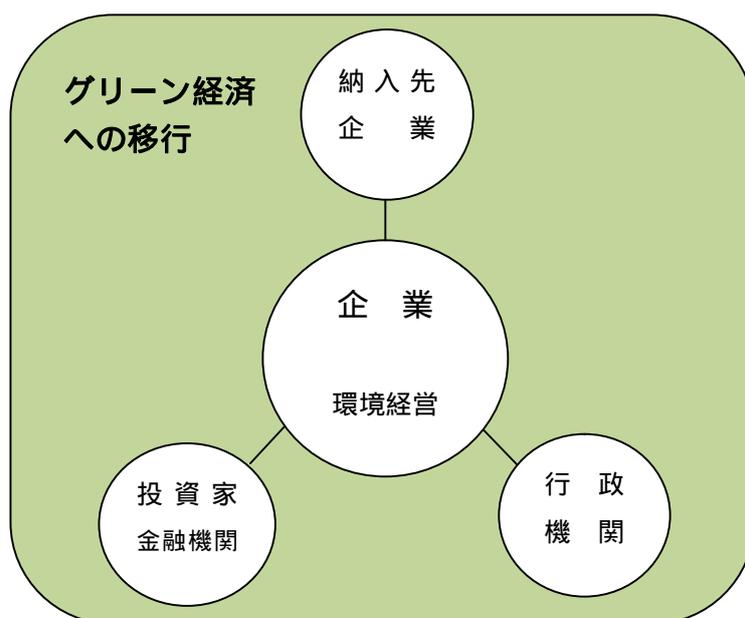
国及び地方公共団体の行政機関は、規制等の制定主体であり、また先進的な環境配慮等の取組を強力に後押しする主体でもある。国際的なグリーン経済に関する議論や各国政策の動向を情報収集し、グリーン経済への移行過程において、最適な形で施策等を執行する役割を、行政機関は果たす。

地方公共団体で実施している環境経営推進の施策には、ISO14001やEA21などのEMSの認証取得費用を助成したり、EMSを公共調達加点事由としている事例がある。また、地方公共団体が策定する環境基本計画に、中小企業等によるEMS認証取得を目標に掲げ、企業のEMS体制構築に積極的な貢献をしている事例もある。

また、行政機関ではそれぞれの政策目的から、様々な形で企業の環境情報を収集し、現状把握や環境政策の立案などに利用している。企業にとって、環境情報を公表し、他者から評価されることは、自らの環境経営の向上にとっても必要なことである。そのため、情報収集をしている行政機関が、環境情報を提供した企業や社会全般に対して適切なフィードバックを行っていくことも有効な役割と考えられる。

以上から、行政機関には、公表された環境報告の有効利用や環境経営の評価によるインセンティブ付与など、環境経営の優れた取組を促進し、グリーン経済へ移行するための主導的な役割が期待される。

【企業と3主体との関連イメージ図】



第2章 バリューチェーンにおける環境経営の推進基盤

第1章で記載した「バリューチェーン全体で持続可能な資源・エネルギー利用を志向する環境経営の推進基盤」を目指すべき方向性であることを念頭に置いた上で、本章ではバリューチェーンにおける環境経営評価の現状と課題、推進に当たっての方向性等について検討していく。

なお、今回の検討に際して、企業への環境経営に関するヒアリングや意識調査を実施した。意識調査の対象は、製造業を中心とする日経500種銘柄の大手企業であり、回答は約220社からあった（参考資料3参照）。加えて、企業約20社へヒアリング調査を行った。

1. バリューチェーンにおいて環境経営を推進する意義

(1) 大手企業の環境経営について

意識調査の結果、大手企業における環境課題の位置付けは、約9割の企業が「社会的責任」として位置付け、また約7割の企業が「環境リスク低減」、「事業の成長要因」としても位置付けていた。

また、環境課題への対応で重視する事項は、約9割の企業が「経営者によるリーダーシップ」を非常に重要とし、次いで「重要な課題への戦略的対応」「規制の遵守体制の構築」、「ステークホルダーへの対応」で約8割以上の企業が重要と捉えていた。ただし、VCMを非常に重要と回答した企業は4割を下回っており、事業エリアにおける取り組みが総じて中心となっていることが推察される。

なお、重要な環境課題は、「資源・エネルギー」及び「温室効果ガス」はほとんどの企業が重要としており、次いで「廃棄物」や「化学物質」の順となっていた。

以上より、大手企業において、資源・エネルギーや温室効果ガスなどに関する環境課題が、経営上の重要な課題として認識されていることがわかる。

(2) バリューチェーンを視野に入れた環境経営の目的

環境問題の深刻化は、環境に関わる法規制等の強化や市場・顧客から企業への環境配慮への監視強化をもたらす可能性がある。それにより、環境課題の経営における位置づ

けは、さらに重要性を増し、結果として、バリューチェーン全体へと環境配慮の要求や要請を強めていくと予想される。

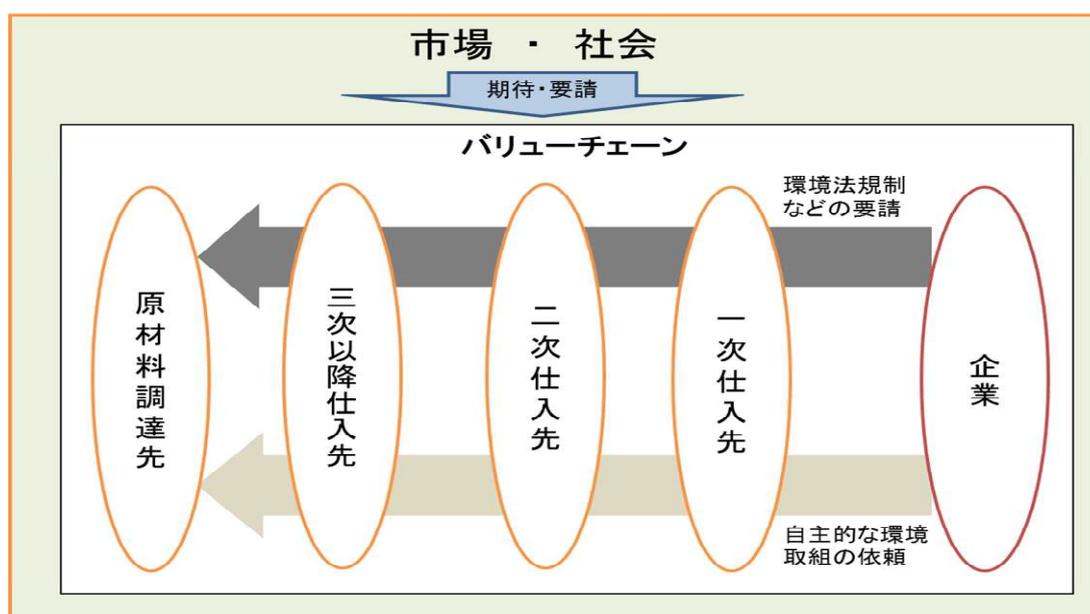
例えば、最終製品を生産・販売する大手企業に対する化学物質の安全な利用の要請は、仕入先に対しても、化学物質に関する管理体制の構築と正確な情報収集の必要性を高める。また、環境制約・資源制約に関するリスク回避のためには、仕入先による環境配慮型の設計など川上段階での対応が不可欠となる場合もあり、それが取引条件となる場合がある。

このような取組は、要請等の程度が強い場合には、仕入先が実施する自らの仕入先への要請・要求へとなっていく、結果としてバリューチェーン全体に波及することにつながる。そのため、多くの仕入先の活動が環境配慮型を志向することを意図して、VCMの一環として実施するグリーン調達を取組を川上企業へと連鎖していくことの必要性は、今後益々高まるものと考えられる。

なお、実際の企業による VCM の取組目的としては、単なる情報収集ではなく、仕入先とのコミュニケーションをとることが重要であるとの意識も多い。

これらから、バリューチェーン全体を視野に入れた環境経営の目的としては、一方的に仕入先などに環境配慮の要請等するのではなく、取引先との協同関係の構築によるシナジー効果によって、事業機会とリスクに戦略的に対応していくことが望まれる方向性だと考えられる。

【図：企業への要請等と環境配慮の関係イメージ】



(3) 環境経営のメリットと推進する意義

このように考えると、バリューチェーン全体を視野に入れた環境経営により、経営に重要な影響を与える環境課題を網羅的に把握し、取引先も含めて対応していくことにより、自社のみの取組よりも効率的かつ効果的に付加価値の増加と環境負荷低減の同時実現を図ることが可能となる。

これは、共に取り組む企業にとっても同様で、他の企業の環境配慮の方針や戦略に呼応することにより、自社だけでは認識できなかった事業機会やリスクを把握することができ、結果として取引拡大やリスク回避が可能となる。

また、環境経営の継続的な取組のためには、EMSを含めた組織体制を整えることが重要である。脆弱な組織体制では、PDCA サイクルによる目標管理の継続が不可能となったり、経営者から現場担当者までコミュニケーションが十分取れずに、環境配慮の意識が従業員に浸透しなかったりする。

有効な環境配慮の取組には、自ら試行錯誤しながら経営活動に合った活動を探していく過程が必要である。このため、環境配慮の取組を、通常の経営活動や自らが実施すべき業務と関連がないものとするのではなく、日常の経営活動に環境配慮を織り込み、組織において目標管理し、環境の視点から業務を継続的に改善していくことが重要となる。

この環境経営を通じた組織体制の構築は、経営全体の組織体制へも好影響を与えると考えられる。さらに、バリューチェーンを含めた環境リスクへの管理体制や情報収集体制が構築されることにより、その連鎖によって環境リスクを含めた様々なビジネスリスクに対して耐久性のある取引関係を構築することも可能となる。

以上のように、環境経営を実施するいずれの企業にとっても、バリューチェーンを通じた環境経営の実践は、事業の持続可能性を高めるための手段になると考えられる。そして、これらの企業活動の集合が、国全体の動きへと広がることにより、環境問題への国としての対応力を上げていき、かつ社会の持続可能性な発展の礎が築かれる。

2. 仕入先への環境経営評価に関する動向と課題

(1) 仕入先への環境経営評価の現状認識

「環境にやさしい企業行動調査(平成22年度)」によると、1/3程度の企業が「ガイドライン等を作成」または「業界団体等のガイドラインを活用し」グリーン調達を行っている(参考資料1参照)。

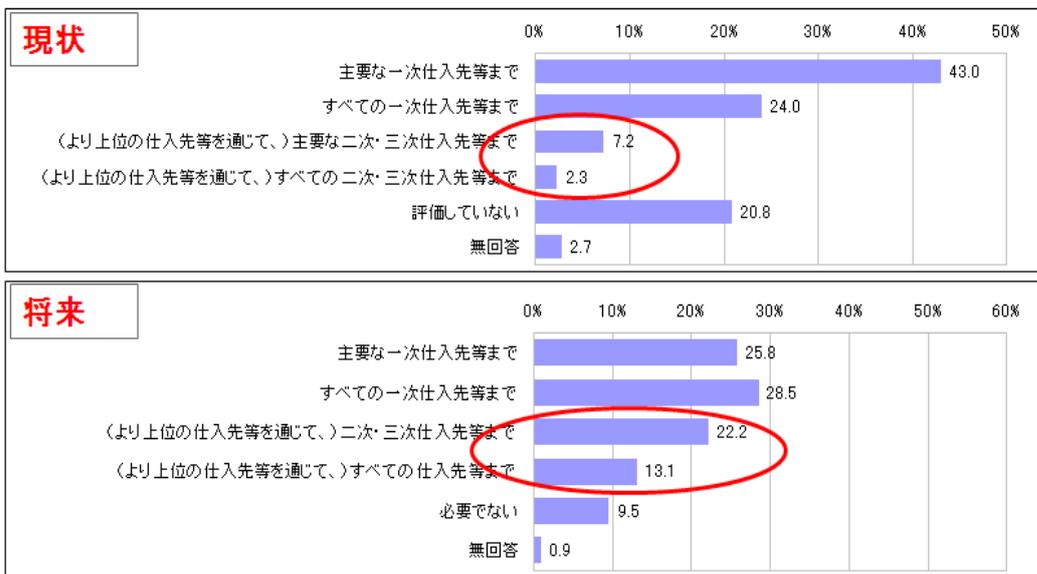
意識調査によると、仕入先の環境経営評価は、「法規制対応」や「事業継続性」の観点から必要と考えている企業が7割以上と大勢を占めるが、「経営戦略上」や「中長期的財務影響」の観点から必要と捉える企業は、現状では比較的少ない。

また、仕入先に対する重要な環境課題の認識は、「生物多様性」「持続可能な土地利用」を重要視する割合は低いものの、「化学物質」「廃棄物」など、製造業において一般的に重要性が高いと考えられる項目については、重要としている割合が8割超と高くなっている。

これらから、仕入先に対する重要な環境課題の認識はされているものの、VCMの中において、戦略的に仕入先への環境経営評価を実施することは、一部の企業における取組にとどまっているとわかる。

仕入先への環境配慮に関する要請等は、取引契約や発注仕様書等により、納入製品単位で行う以外にも、グリーン調達基準やCSR調達基準等を策定し、仕入先の組織体制と含む環境経営全体を評価する取組が広がりつつある。

グリーン調達(CSR調達を含む、以下同様)による環境経営の評価対象は、「すべての一次仕入先等まで」及び「主要な一次仕入先等まで」が合計で約8割となり、一次仕入先から先の川上企業までは、現状では含めていない。ところが、将来的な方針として、二・三次仕入先など川上企業に広めていこうとする企業は多い。



（２）仕入先への環境経営評価に関する事例

欧州の化学物質規制の適用対象業種（電気機器や輸送用機器メーカー等）では、グリーン調達基準における必須の要請事項として、EMS 認証取得かそれに準ずる仕組みの構築（法令遵守体制、教育研修、環境情報の開示などを含む）を要請しているケースが多くみられる。

また業種を問わず、環境配慮の方針や環境配慮の計画等を、任意の評価項目とすることがある。なお、これら任意項目は、あくまで基本的な調達基準（品質・コスト・納期）が満たされた場合に付加的に考慮されるという位置付けとなっている。さらに、重点的な項目については、環境経営評価の基礎となる情報として、定量的情報を求める場合がある。

さらに、仕入先から入手される情報の信頼性や評価の妥当性を検証するため、リスクの高い部分について重点的に環境監査を行うことがある。これらは、製品等の品質監査や仕入先認定審査の一部として環境項目を追加しているケースも多く聞かれた。

また、仕入先へ環境配慮の取組を要請するにあたって、重要なパートナーとして一緒に取り組む方針のもと、教育啓発を独自に、或いは業界単位で実施している場合がある。その内容は、実務についての研修や訓練を実施する場合や、取引先へ従業員を派遣し直接指導するなど多岐に渡る。また、新規仕入先登録時点で取引先に環境取組について同意を得るなどの工夫が行われている。

環境配慮型製品の開発における協働取組などは業種に関わらず実施されており、ある企業では取引先から対応しきれないほど多くの改善提案が寄せられているとの事例があった。

その他の動向としては、経営活動のグローバル化に伴い、未対象の海外取引先においても、環境経営の評価を実施すべきであるとの課題認識が強くなっていることが挙げられる。加えて、労働・人権問題から社会的な側面を評価に含めた CSR 調達の必要性も増しており、一部の企業では、CSR の基本方針をグローバルで統一して適用するケースもみられた。

また、海外メーカーによる環境監査では、生態系や水、社会（労働、人権）、バリューチェーンでの供給体制についての指摘を受ける場合があり、企業はこうした要請への対応を行っているケースがあった。

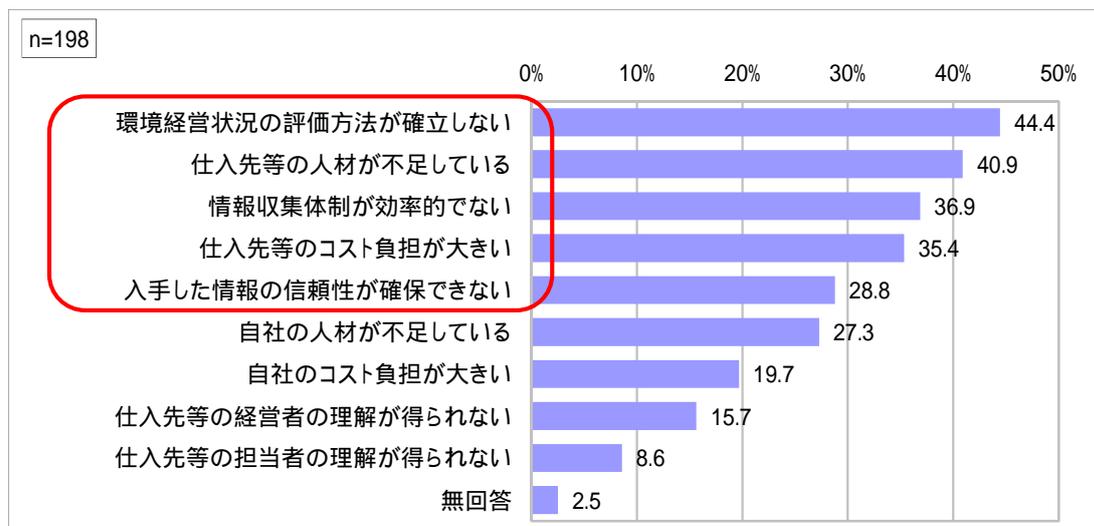
（3）仕入先への環境経営評価における課題

一般的に、VCM を通じた取引先との関係は、直接取引をする仕入先以外は影響力が弱くなるため、環境配慮の要請等の伝達が難しくなり、情報収集も十分でない場合が見受けられる。とくに、二次店、三次店と取引関係が希薄になるにつれ、環境配慮の方針や考え方は伝わらない可能性が高まる。

意識調査等により判明した環境経営評価をバリューチェーンで広げることの課題は、以下のとおりである。

意識調査で上がった仕入先評価を行う上での課題としては、「環境経営状況の評価方法が確立していない」、「仕入先の人材不足」、「情報収集体制が非効率」、「仕入先のコスト負担」、「入手する情報の信頼性が確保できない」などが3～4割程度の企業において挙げられた。

一方、「自社の人材が不足している」や「自社のコスト負担が大きい」といった納入先企業における課題もあった。



さらに、売上高 1,000 億円程度の企業に、仕入先評価の実施についてヒアリングしたところ、グリーン調達基準等は策定しておらず、EMS 構築も必ずしも仕入先企業へ要請していなかったり、納入先企業からの多様な要請をそのまま仕入先に展開するのは難しいため、法規制への対応のみ仕入先企業に要請している場合があった。

他方、売上高 1,000 億円程度の企業では、仕入先に対して資料配布や個別説明を行うが、定期的説明会を行うと仕入先企業の規模が小さい場合は企業の活動が止まってしまうため、配慮が必要という意見や、販売先の定期的勉強会には時間を要するため参加しないとの意見があった。人材育成について仕入先企業の活動に配慮した形での支援・浸透が課題となっている。

以上から、バリューチェーンにおいて環境経営評価を広げるには、人材・ノウハウ・資金・情報といった問題を総合的に解決することが肝要であることがわかる。

3 . 金融におけるバリューチェーン志向

本検討にあたっては、参考として、金融機関へも環境経営に関する意識調査を実施した（対象約 200 社中、回答企業数は約 50 社）。

意識調査の結果は、概ね以下のとおりである。

自社の環境課題の認識については、環境課題を自社の経営課題として位置付ける企業は8割程度あるが、リスク低減や事業の成長要因と位置付ける企業は2割程度と一般企業に比べて少数に留まり、一般企業との意識の差が開いた結果となった。

また、投融資先企業の環境・社会的取組の評価においては、現時点で投融資先企業の環境・社会的取組を、評価要素としている企業は3割程度と少数であるが、中長期的には評価要素となり得ると考える企業が4割程度あり、両者を併せると6割程度の金融機関は投融資先企業の環境・社会的取組が評価要素となり得ると考えていることがわかる。

その際、重視する情報内容は「事業継続性への影響」「社会的責任の遂行状況」が多数を占める。ここで「事業リスク」や「事業の成長要因」として環境・社会的取組を捉える企業は未だ5割以下だが、将来的には「環境配慮製品・サービスの研究開発・設備投資の状況や将来見込み」、「経営者のトップコミットメント」を重視する傾向がある。

また、こうした投融資先環境・社会的取組の評価を行う上では、「評価手法が確立されていない」、「財務的影響が不明確」等の課題がある。

以上をふまえ、投融資先環境・社会的取組の評価を行う上での課題に対し、どのような取組が有効かという観点からは「評価手法の確立」、次いで「経営者による積極的な推進」「投融資先評価にあたる従業員への教育研修」が有効とされた。

また、環境・社会的課題情報の比較可能性を確保するために、開示方法等の標準化が望まれる項目としては「規制の遵守状況」、次いで「環境マネジメントシステムの運用状況(将来ビジョン・戦略含む)」、「環境・社会的側面による財務的リスク」、「重要な環境負荷の目標設定と改善・進展状況」、「重要な社会的課題の目標設定と改善・進展状況」等が認識されている。

4. 環境経営を推進する基盤の方向性

環境経営と環境報告書開示の現状から、とくに売上高が1,000億円を下回る企業へと環境経営推進の方策を打ち出すことが望まれる。そのためには、経営者等の動機付けと人材・ノウハウ・資金・情報の4つの行動制約を克服する環境経営の推進基盤を構築することが肝要となる。

(1) 経営者等の動機づけ

仕入先である企業にとって、納入企業のグリーン調達への要請等に応えることは重要な経営課題になり得る。そのため、納入企業のグリーン調達の要請等が仕入先の環境経営推進に有効に機能すれば、経営者の動機付けになっていく。

また、資金の提供先である金融機関等の担当者が、経営の重要な環境課題について、経営者とディスカッションしたり、モニタリングやコンサルティング機能を通じて、経営者の環境経営への関心を高めていくことも動機付けとなる。

なお、今回の検討において、仕入先への環境経営評価を含めたグリーン調達を未実施企業に広げるため、グリーン調達の手引きとなるよう「グリーン調達推進ガイドライン」(参考資料4)を作成した。

(2) 社内における環境経営人材の育成

売上高 1,000 億円未満の企業においては、管理職が経営者と長年共に活動するケースもあり、環境配慮等への意欲が強い人材が経営者に及ぼす影響も大きい。そのため、経営者に対して、環境に関する機会やリスクを経営者目線で説明できる管理者の能力も、経営者への動機付けという意味で非常に重要である。そこで、経営者目線で社内において環境経営の推進役を担うことのできる管理者・現場担当者の育成が重要となる。

なお、今回の検討では、環境と経営の両方の視点をもつ環境経営が担える人材を育成するためのキャリアアップイメージ(参考資料7)について検討を行った。

(人材育成のための制度について)

企業内部人材の育成については、意欲ある人材の活用方法としてチャレンジポスト制度や、外部研修に参加させた後で、その内容を自社へ適用させるため内部向けに発表させる取組も有効である。また、環境取組を人事評価に組み入れることも、管理者や担当者の動機付けとして有効になる。

なお、既存の環境に関する検定・資格制度と企業内部の人材育成ステップを結びつけるような仕組みを構築することも、内部人材への動機づけとして寄与するものと考えられるため、今後の検討が期待される。

(3) 組織作り

環境経営を行う上では、環境を統括する部署と経営を企画・管理する部署が同一であることが望ましい。例えば、ISO14001の仕組みを例にとれば、環境と経営を結びつける仕組み・機能として、環境管理責任者を経営者直轄の経営企画部門におくことが考えられる。

(4) 企業の外部関係者の育成等

企業の外部関係者が、環境の視点を持つことも必要である。そのためには、外部関係者にとっての動機付けと行動の制約(人、ノウハウなど)を克服することが必要である。

金融機関等については、環境経営と自社の事業継続性との関連や評価手法に理解することが重要である。また、環境と経営の両方の視点を持つための研修等、業界団体を通じた啓蒙、成功事例の紹介、環境経営による財務影響の事例や情報開示を検討することも有効である。

とくに規模の小さい企業には、人材不足を補うため、企業外部の人材がアドバイスしていくことも必要である。そのため、環境マネジメントシステムの審査人等の既存の環境コンサルティングを行う人材が、経営の視点を持つことが有用である。

(5) 環境経営の見える化

環境経営を評価するためには、今後を見据えた環境経営の方向性と関連することが望ましい。今後における環境経営の重要な視点としては、経営者のリーダーシップ、戦略的対応、ステークホルダーへの対応、バリューチェーン志向が経営全般にも関わるポイントとして挙げられる¹⁾。

契約等において要求する主な項目は、法令遵守などの絶対的な取引条件となる事項となるが、これらに加え、上記の環境経営の重要な視点や持続可能な資源・エネルギー利用を考慮に入れたKPIなどの設定も追加事項として含まれることが望まれる。

また、仕入先へ環境配慮を要求する場合においても、最終的に仕入先の経済的便益にもつながることが必要である。そのため、法令遵守は当然として、更に省資源、省エネルギー等の取組が企業としても経済的な便益獲得に貢献することを見える化することが有用となる。

¹⁾環境情報開示(中間報告)を参考に記載。具体的内容は、環境報告ガイドライン(2012年版)をご参照ください

なお、今回の検討では、自己評価や外部関係者による評価の参考に資するため、環境経営の方向性と企業の環境経営評価について、「環境経営の評価チェックリスト」（参考資料5）を作成した。

（6）段階的な実施と指導・協力

グリーン調達には、仕入先によっては人材やコスト面の制約から即時に対応困難な場合もあり得る。そのような場合、例えば、コンプライアンス関連の要求、EMSの構築要請、環境取組の協働などを、目指す環境経営の方向性に向けて段階的にVCMの取組を推進していくことが必要となる。

また、取引関係を通じて、仕入先の環境経営のレベルを向上するよう可能な範囲で指導・協力していくことが期待される。

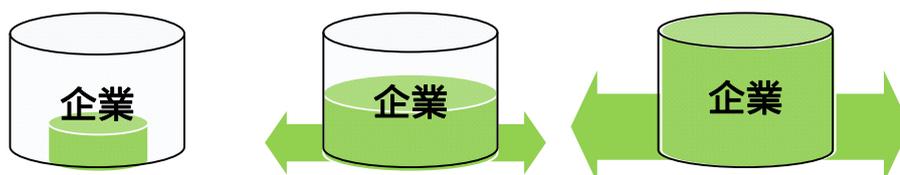
（7）環境経営のインセンティブ

環境経営に取り組むインセンティブとしては（1）経営者等の動機づけに記載しているグリーン調達による売上増加に加え、それ以外のインセンティブも付与することが必要である。例えば、以下のようなものが考えられる。

- メリット供与
 - ✓ 公共調達における環境経営評価の考慮
 - ✓ 税金優遇
- 負担軽減
 - ✓ EMS取得費用の助成
 - ✓ 外部人材活用のための費用助成

参考：環境経営の発展ステップ²

環境経営を進める上での参考として発展の移行ステップを時間軸・範囲・戦略性でモデル化すれば、以下のようになる。

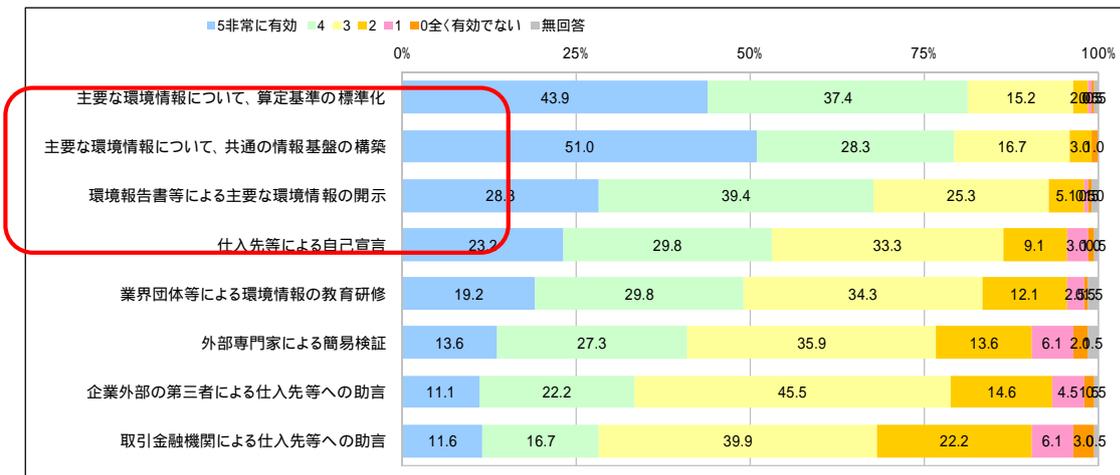


レベル			
類型	外部の要請等、事業上の必須事項を実施	短期かつ限定された範囲で重点的に実施	中長期かつ広い範囲で戦略的に実施
内容例	水・大気、化学物質など法令遵守や取引先要請等により、自社の狭い範囲で環境配慮行動を実施	省エネ・省資源・廃棄物削減など短期的の効果を得やすい環境配慮行動を事業活動内に限定して実施	中長期かつバリューチェーン全体にて重要な課題を特定し、経営戦略に組み込み、かつ取引先とも協力して実施

² 環境情報開示（中間報告）から抜粋。

(参考) 行政に求めること (意識調査結果)

仕入先の環境情報を入手する上で有効な取組みとしては、「主要な環境情報について算定基準の標準化(80%)」「主要な環境情報について共通の情報基盤の整備(79%)」など制度的改善を挙げた企業が8割程度と高く、次いで「環境報告書等による主要な環境情報の開示(68%)」として既存ツールの有効利用を挙げた企業が多かった。



また、国等に期待する事項としては、「グリーン調達を普及拡大する仕組み構築」「主要な環境情報を提供するフォーマットの整備」「環境情報の共有のための情報基盤の整備」が6割強と比較的多数であった。

「公共調達による環境経営評価の推進」については業種により(建設業や情報通信業、運輸業等)「重要」とする回答が多く挙げられた。

「主要な環境情報を提供するフォーマットの整備」については情報通信業や卸売・小売業等、不動産業で「重要」という回答が多かったのに対し、製造業や電気・ガス・熱供給・水道業では「重要でない」という回答もあり、回答結果にばらつきがみられた。

なお、金融機関による意識調査では、融資先環境・社会的取組の評価促進のため、国等に期待する事項としては「評価を盛り込んだ環境配慮金融への支援」、「評価マニュアルの策定・研修」、「環境・社会的側面の情報開示に関する制度対応」等を期待が多かった。

第3章 情報通信技術（ICT）を利用した環境情報基盤

第1章で記載した「環境・社会・経済の視点を統合的に経済活動に織り込むための情報開示基盤」を目指すべき方向性であることを念頭に置いた上で、本章では環境報告による環境情報利用の課題、ICTを利用した環境情報の開示基盤等について検討していく。

1. 環境報告の有用性と環境情報利用の課題

(1) 環境報告の有用性

企業が環境報告を実施することにより、公共財である「環境」を利用する者としての社会に対する説明責任を果たすと共に、プレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）とステークホルダーとのコミュニケーションにより、自らの環境経営を更に促進させることが期待される。

それゆえ、環境配慮の取組をより着実なものとするために、環境報告は重要な機能を果たすべきであるが、それは開示された環境情報が、以下の質的特性を具備した有用なものであるかによる。

有用な開示情報の質的特性³

基本的な 質的特性	目的適合性	利用者の情報利用目的に適合していること。
	表現の忠実性	元の事象を忠実に表現していること。
補完的な 質的特性	比較可能性	共通の情報に関わる類似点及び相違点を利用者が理解し特定できること
	理解容易性	明瞭で分かりやすいこと
	検証可能性	客観的にデータの合理性を検証できること
	適時性	情報が遅滞なく開示されていること

基本的な質的特性は、開示情報が情報利用者にとって有用であるために必須の特性である。また、それらの情報が補完的な質的特性を兼ね備えた場合には、開示情報の有用性をさらに高める。

グリーン経済へ移行した状態では、多くの経済主体が意思決定に際して、環境情報

³ 環境情報開示（中間報告）を参考に記載。具体的内容は、環境報告ガイドライン（2012年版）をご参照ください。

を利用しているはずである。そこで利用される環境情報は、意思決定を歪めるものではなく、適正な環境経営の評価に資する有用なものでなければならない。環境報告により開示される情報が、上記に掲げた質的特性を具備し、かつ信頼性が確保されたものである場合には、環境報告はグリーン経済において機能を発揮するものとなっていく。

(2) 環境情報の利用における課題

現状、環境報告により開示される環境情報は、これらの質的特性を十分満たしたものと切りきれない。それは、我が国の環境報告が任意開示ということもあり、開示する企業の自由度が高い点や、利用者側の理解が不十分であることなど様々な要因が影響していると推察される。

そのため、これらを解決するためには、利用者が開示される環境情報に関する理解を向上させることと、企業が重要な環境パフォーマンス指標などを一定の規範に基づき開示するなどして環境情報の有用性を高めていくことの双方が必要となる。

なお、グリーン経済における納入先企業、金融機関等、行政機関による企業の環境経営評価に論点を絞って、前項に掲げた質的特性毎に留意点と課題について以下で説明する。

【基本的な質的特性】

目的適合性

目的適合性を備えるためには、ステークホルダーの情報ニーズを把握しておくことが必要である。環境経営を評価する各主体による環境情報の主な利用目的は、個々の状況によって情報の内容や深さは違うが、概ね以下のとおりと考えられる。

主体	主な利用目的
納入先業	法規制遵守の有無、環境マネジメント体制の構築・運用状況を確認
金融機関等	事業機会とリスクへの対応など、将来キャッシュフローの予測に関連する情報を確認
行政機関	重点政策に関する環境負荷と環境配慮の取組状況を確認

以上のように主体ごとの利用目的は必ずしも一致しない。しかし、すべての企業の環境経営評価に共通する項目と、業種業態により異なる項目に区分して、環境情報の開示

方法を整理・検討していくことは有用である。

表現の忠実性

表現の忠実性は、目的に適合した情報を、どう記載するかを考え方を示したものである。表現が忠実であるためには、元の事象を利用者が適切に理解するために不可欠となる情報を企業が適切に判断し、恣意性や計算等に誤りがなく開示することが必要となる。例えば、温室効果ガス総排出量が目的適的な情報だとすると、それに関連する事象や取組状況を的確に理解するためには、総排出量の他に、地域別情報、排出原単位情報、計算方法、排出係数、分析結果とその評価など様々な補足的な情報も欠かせない。

どの情報が必要となるかは、個々の企業によっても異なるため、予め定めることは不可能であるが、例えば業種ごとの共通項目について一般的に必要と考えられる情報を整理していくことは有用である。

【補完的な質的特性】

比較可能性

比較には時系列比較と企業間比較があるが、実際に比較をする場合には、業種業態の相違に留意することは言うまでもなく、同業他社や単一企業であっても、情報の持つ背景をよく理解した上、元となる事象を誤解することのないよう注意することが必要である。例えば、排出量等の定量情報だけを並べて比較しても、各企業特有の事象を理解することは不可能であり、間違った認識をしてしまう虞がある。

このような事態を回避するためにも、補足情報を適切に開示することと、定量情報のみならず、定性情報も関連させて一体的な利用を図る必要がある。

理解容易性

環境報告を実施する際には、利用者に環境負荷の発生や環境配慮の取組状況が分かり易く伝わるよう留意する必要があるが、とくに重要な情報については、理解容易性を具備することが重要である。

これを具備するためには、例えば、環境経営の状況を理解するための基本となる情報とその説明のための詳細情報を混同して羅列するのではなく、重要な情報だけを一覧形式で要約して開示したり、冊子やウェブなど開示媒体と開示情報の関係性を利用者に明示するなどの配慮が必要となる。また、準拠したガイドラインの記載項目と開示項目の

対比表をつけることも有用である。

検証可能性

検証可能性を確保するためには、前提条件、集計範囲、算定方法、原データ等の作成プロセスに関する情報を開示し、前提条件からの論理的な推論や再計算等によって、第三者が作成結果の妥当性を検証できるよう留意することが必要である。

適時性

事業年度の途中において新たに重要事項が発生した場合や、認識している重要課題に著しい変更が生じた場合など、情報利用者の意思決定に重要な影響を及ぼすものについては、遅滞することなく開示するよう心がける必要がある。

2. ICTを利用した環境情報基盤の必要性

(1) グリーン経済と有効な環境情報基盤

前項で触れた質的特性の確保は、基本的には企業が何の情報をどのように開示するかにかかっている。とくに、グリーン経済における環境経営評価という観点からは、環境経営評価の基礎となる定量情報と企業の考え方や定量情報の背景となる定性情報が組み合わされて、環境経営の実態が利用者に適切に伝わることが重要となる。

このように考えると、有効な環境情報基盤には、開示される環境情報の中身が充実しており、評価に資する質の高い情報であることが前提となる。それには、企業における環境情報の収集体制なども含め、ソフト面での充実が必要となる。

しかし、この前提が満たされたとしても、環境情報が経済システムの媒介として機能するためには十分ではなく、環境情報の入手容易性と利用機会の拡大を可能とするハード面での環境情報基盤の整備が不可欠となる。それには、環境情報利用のイノベーションを実現できるICTを利用した有効な情報インフラが、やはり必要となる。

(2) ICT を利用した環境情報基盤の必要性

特に ICT の必要性は、環境情報の補完的な質的特性を充足させられる点からいえる。以下において、統一した ICT 情報基盤の構築による環境情報の有用性向上について述べる。

比較可能性の向上

グリーン経済が成立した状態において、比較可能性はとくに充足されるべき質的特性となる。

開示する情報基盤を ICT により統一化することにより、開示情報の有無や時系列における集計範囲などの整合性を比較したり、企業間で異なる開示項目の差異を瞬時に識別したりして、企業が重要と考える開示項目の認識が容易になる。

また、分析の基礎となる定量情報とその補足情報（前提、計算方法、係数、元データなど）や関連する定性情報（取組状況、分析結果など）を常に参照して表示することで、情報を分離して利用することを回避し、環境経営の適切な理解を導くことができる。

加えて、より高度な機能ではあるが、報告対象範囲の補足率等から逆算して統一したバウンダリーを自動計算したり、定量情報の計算方法の相違点を自動的に認識し差異を計算したりする自動変換機能を持たせることも不可能ではない。

なお、比較可能性の確保からは、過年度の一定期間の情報を保持することで、中長期における経年比較が可能となったり、第三者審査等の有無やその種類を類型化して信頼性の程度を利用者が識別できることも重要である。

理解容易性の向上

理解容易性の確保は、業種業態や環境経営の戦略等により企業固有の状況を利用者が理解するために特に重要となる。

そのため、まずは環境経営を理解する上で基礎となる事項がどこに開示されているのか簡単にわかることが望まれる。ICT を利用することにより、代表的な指標等が瞬時に検索できるなど利用者が欲する主要な項目へのアクセスが容易となったりする。

また、企業間で準拠する環境報告のガイドラインが相違する場合には、企業の設定した項目名とガイドラインの記載項目との対比を ICT により自動で行うことにより、ガイドラインの項目との網羅性チェックやガイドラインの項目を基点とした検索もやり易くなる。

さらに、企業が独自の項目を立てる場合には、拡張機能で対応することにより、独自性を維持することも可能である。

検証可能性の向上

検証可能性を向上させるためには、データの正確性が前提となる。ICTにより、同一データベース内におけるデータを参照することにより、データの同一性の検証や加工結果の妥当性の検証が可能となる。例えば、開示企業が情報を加工・応用する際に当初の入力データにそのままアクセスできることや、関連する情報の自動参照や前回入力値からの増減幅によるアラームが表示される等のチェック機能が考えられる。また、情報利用者においても同様のチェック機能を参照することで情報の検証が可能となる。

また、分析を行う場合は、利用者が情報の二次加工・分析をしやすい形式への変換が必要である。例えば、冊子や PDF などの報告書形式の場合は、手入力が必要であるし、Web 上で HTML 形式の場合は、個別に加工が必要である。そのため、検証可能性を ICT が担保することにより、情報利用者による誤入力も回避できる。

以上により、利用者自らが計算方法や関連するデータをもとに、とくに定量情報が合理的であることを検証することが可能となる。

適時性の向上

多くの企業が環境報告書の発行を年に一回行っており、その情報は一年毎に更新されているが、ICT化により重要な事象の発生時に遅滞なく情報を開示し、かつ多くの利用者に伝えることができる。

3. ICTを利用した環境情報基盤の考慮事項

ICTによる環境情報基盤において、以下の点を考慮することにより、開示側及び利用者におけるメリットをさらに高めることが可能である。

既存データとの連動

金融機関等においては、財務情報と関連付けて分析比較する需要が強まると想定される。そのため、加工・分析が容易な形式で、かつ財務情報開示システム(EDINET、e-Tax)で用いられているものと同一言語(例えば、XBRLのようなタグ付き言語)であれば利

便性が高まる。また、このことは、「環境・社会・経済の視点を統合的に経済活動に織り込むための情報開示基盤」としても重要な考慮事項となる。

企業間取引（BtoB）においては、電機業界や自動車業界など一部の業界で、既に化学物質に関する業界統一システムが存在しているため、こういった情報や基盤の利用も促進すべきである。

さらに、多様な報告等において既に作成したデータがある場合には、ICTにより複数データを連動・読み替えすることで、その情報を有効利用して、新たな報告や分析を実施することも考慮の余地がある。

開示における負担の軽減

ICTによる環境情報基盤の構築においては、開示企業の負担軽減を考慮する必要がある。そのためには、具体的に以下の方策が考えられる。

➤ 共通プラットフォーム

すでに環境情報開示を行っている企業を含む多くの企業は、取引先や金融機関からの環境情報に関する質問票に個別に対応している。また、現状では環境情報の入手や加工を企業間のメールベースの情報収集や、マニュアル入力作業に頼っている。

このため、共通的な質問項目に対して、ICTを利用した情報基盤が存在し、それが利用できれば、開示企業の負担が軽減できる。また、環境報告を開示していない企業にとっても、共通の情報基盤は自社独自で開示するコストの軽減につながる。

➤ 届出・報告制度の再利用

環境報告書を開示していない企業でも、行政宛の届出・報告を行っているため、これらの情報の有効利用も検討の余地がある。もちろん各行政目的のための制度であるため、環境報告とはバウンダリー等が法令毎に異なっていることもあるが、ICTにより、報告毎の単位変換などが容易になり、届出・報告の効率化が可能となる。さらに、各省庁や自治体に報告されている様々な環境情報と環境報告との関連性を考慮して、企業の開示負担を軽減することも重要である。

ただし、環境情報が機密情報に該当する場合など、企業によっては行政届出データの公開を望まない場合もあるので、企業の自主性への配慮が必要である。例えば、サイト

などの範囲を絞った自主的な環境報告であっても、地域社会とのコミュニケーションを通じて環境経営の促進につながる。

多言語性及び国際互換性

追加的な機能にはなるが、多言語性や国際的互換性を備えた場合には、国際的な利用も促進される。

開示へのインセンティブ付与

自社の環境情報を情報開示基盤である ICT に入力するためのインセンティブを用意しておくことで、より多くの企業の環境情報が集まり、情報基盤としての価値も高まる。

例えば、電気料金などを入力することによって、温室効果ガス排出換算が自動計算されたり、記載事項のひな形が用意されていたりすることで簡易的な環境報告書の作成が可能な仕組み、または入力した環境情報や作成した環境報告書について簡易診断などをフィードバックしてもらおう仕組みなどが考えられる。

(参考) 留意すべき一般的なシステム特性

機能性	システムにより、利用目的を達成することが可能であること。
正確性	システムが意図する正しい結果又は効果を得ることが可能であること。
効率性	システムを容易に利用でき、効率的な結果又は効果を得ることが可能であること。
可用性	システムが、継続的、安定的かつ安全に利用可能であること。

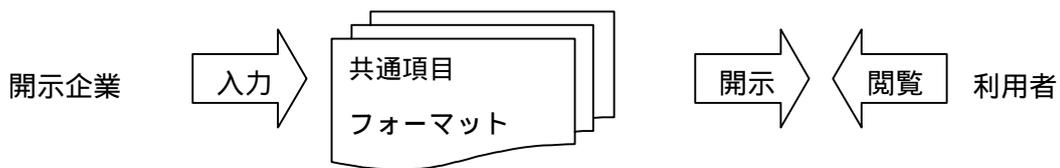
他にも ICT に求められるシステム自体の信頼性、耐障害性、運用性及びセキュリティを保持するなどの特性に留意することも必要である。

4. ICTを利用した環境情報基盤構築の方向性

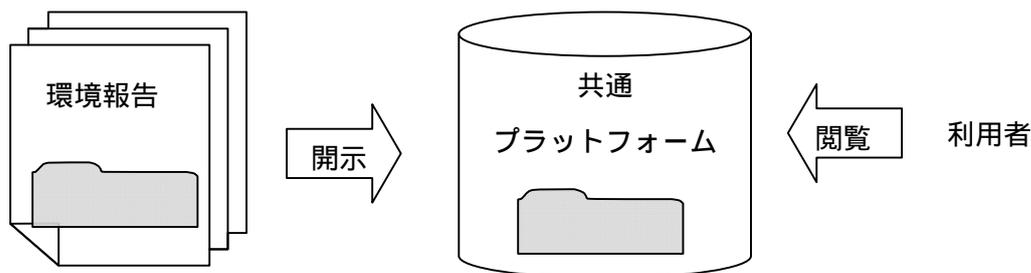
ICTを利用した環境情報基盤の方向性として、以下の2つのアプローチが考えられる。

- 共通項目フォーマットにより新たな報告書を作成する統合アプローチ
- 既存の報告書をそのまま活用する現状維持型アプローチ

統合アプローチ



現状維持型アプローチ



前者については、開示項目を環境報告ガイドラインに合わせて網羅的に用意し、各企業が入力可能な情報を入力するものである。特に環境報告を未実施の企業などが環境報告を簡易的に実施する場合に利用が想定される。また、行政機関向けの報告・届出のために既に作成した情報を利用することも検討の余地はある。ただし、行政向けの報告をすべてカバーするようなワンストップ型の報告は想定していない。

後者については、実際の環境報告における開示項目と環境報告ガイドライン等との紐付けをICT上で認識し、共通項目の情報を集約できるようにするものである。既に環境報告を自社の体系において実施している企業が、重要な情報に限定してICT化を図っていく場合などに利用が想定される。また、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)など民間の情報開示手法や、Bloombergなどすでに構築され運用されている民間の情報提供プラットフォームとの連携も期待される。

なお、ICTの構築にあたっては、利用者が利用目的に合わせて開示された情報を加工

できる形で提供されることが望まれる。特に上段のアプローチの場合は、環境経営や環境報告を未実施の企業が対象と考えられるため、企業間取引におけるグリーン調達や法規制等に合致したものであり、一定水準を満たしているかわかる仕組みが望ましい。

また、後者については、金融機関等による財務情報と連動した分析にも利用できるような XBRL の形式での ICT 構築が有効な候補と考えられる。

これらのアプローチを踏まえたうえで、国際的な環境情報開示の動向も考慮し、グリーン経済に不可欠な情報基盤のあり方を検討していく必要がある。また、ICT による情報基盤整備にはメリットがある一方、利用しやすい情報基盤構築には、利用者ニーズや開示側の手順等を引き続き検討する必要がある。

第4章 環境経営と環境報告の施策に関する具体的な提案

グリーン経済への移行には、バリューチェーンを考慮した重要な環境課題に関する適切な指標（indicator）の設定し、市場において「環境」の経済的価値を内在化させ、かつ適切なインセンティブを付与することで多くの経済主体による環境配慮行動を促進させることが重要となる。

以上において、グリーン経済への移行に向けた2つの基盤に関連した具体的な施策についての検討結果を述べる。

1. 環境経営の推進基盤に関する施策について

（1） 経営者（管理者）に対する動機付け

交流会等

経営者（管理者も含む）同士が交流し、環境経営に関する情報交換の場を提供することにより、経営者（管理者）は他企業の環境経営の取組みや、仕組み作り及び時代の流れを把握することができるため環境経営を推進していく大きなきっかけとなり得る。今後は経営者や管理者が情報交換をできるようなサロン形式の交流会の開催し、交流ポータルサイトの開設も検討していく。

また、環境経営を先進的・画期的に取り組んでいる企業を大きく取り上げることも、企業が注目され、様々なステークホルダーからの反響があるため、経営者にとって環境経営を促進する動機付けになり得る。そのため、例えば、環境報告書や環境経営のチェックリストに基づく簡易的な環境経営の評価を、金融担当者や学生等が参画して実施していくことも有効である。

外部関与者による促進

経営者と企業外部の者が、環境の課題や環境経営に関して話をするを通じて、経営者が環境への意識を高めていくことも有効である。外部関与者としては、金融機関を始めとして、継続的に企業に関与する会計士、税理士等も潜在的な対象となり得る。

また管理職にアドバイスや提言をしていくことができる外部関係者としては、環境経営を専門とする ISO 審査人及び EA21 審査人などが挙げられる。

これら外部関係者の環境経営への参画のため、環境経営による財務影響や環境経営の業種別の成功事例を共有することが望まれる。さらに、金融機関においては企業が取引先の環境経営を評価する機会を与えることの促進すること、また企業各社の通常の経営活動において、事業機会やリスク管理の中で顧客の環境面も評価していくことが期待される。

さらに、ISO 審査人や EA21 審査人においては、事業機会やリスクに関連する環境影響の理解と課題への戦略的な対応も含めた研修等が定期的に為されることが有用である。

グリーン調達推進イニシアティブ（仮称）

グリーン調達自体に対する理解が企業によっては進んでいないケースもある。そのため、このグリーン調達推進ガイドラインを利用して、業界団体等が積極的に環境経営を広げられるよう協力していくことが望ましい。

（２） 内部担当者のキャリアアップ

企業の環境情報開示を進めるためには、資金や人材不足等の課題への対処が必要である。これらの課題は企業自身の環境経営への努力が肝要である。しかし、企業内部における環境経営への理解や必要性が促進されず、意欲のある人材が十分な能力を発揮できないことも課題として想定される。

研修・セミナーの実施

環境課題は業種業態により大きく異なってくるものである。また、企業が抱える課題も各社各様である。そのため、特に重点的な課題と想定される事項に関して、実務担当者や管理職にむけたテーマ別の研修やセミナーを実施していくことが考えられる（例えば、テーマ別に化学物質、気候変動、バリューチェーン、グリーン調達等）。また、業界団体等において既に実施している研修・セミナー等の情報を多くの企業が共有することも重要である。

なお、この研修やセミナーに参加した担当者が、学習した内容を企業内にフィードバックできることが望ましい。

環境経営人材キャリアアップの仕組み

環境経営推進のために必要となる人材像を検討し、人材キャリアアップのステップをイメージとして作成した。(資料)管理者及び担当者の継続的な動機付けのためには、人事制度においても環境面の評価が加わることが期待される。

人事評価のあるべき姿を追求することは困難であるが、環境経営を積極的に実施する人材が本人以外からもわかることは、間接的に本人の動機付けに資するものと考えられる。今後は、民間における検定等において、環境経営の視点が入れられ、キャリアアップにつながることを望まれる。また、既存の人材制度との連携を検討していくことも有効である。(具体的には、環境人材コンソーシアムや、化学物質アドバイザー、EA21 審査人等)

2. ICTを利用した環境情報基盤に関する施策

今後重点的に検討を行うべき項目として、(1)環境情報の比較可能性向上(2)環境情報の信頼性の向上(3)環境経営に関連する経済・社会的情報の整理(4)環境報告未実施企業への促進という4つが挙げられる。

(1) 環境情報の比較可能性向上

業種別KPIの検討と普及

環境情報の業種間比較は、集計範囲(バウンダリー)や算定方法などの不一致や、そもそも業種特性が異なるため比較ができないなど、比較が困難な場合がある。ただし、同一業種による主要な情報・指標や、同一の企業体での経年比較などに関しては、算定条件等の一致や、算定方法の開示を徹底することにより可能となることもあり得る。そのため、まずは業種におけるKPIを整理するなどして、そのKPIの開示を各企業で推奨していくことが必要である。

環境情報の開示イニシアティブ(仮称)

環境報告の開示に優れた企業等による情報開示のイニシアティブを作り、重要な開示項目について、比較可能性の課題や改善策等の検討を支援していく。特に、業種別に重要となる環境課題を整理して、政策的に重要な情報に関する開示方法に関して考察していく。さらに、ICTの利用を想定した場合の開示方法についても、併せて検討していく。

(2) 環境情報の信頼性向上

環境情報の利用可能性を高めるうえで、開示情報の信頼性を担保することも重要である。そのため、企業が実施する自己評価や第三者による審査等で実際にやられている手法等の検討を行い、信頼性を確保するための手続きの整理を行う。また、その結果を受け、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き(試行版)」の改訂を検討していき、更なる信頼性チェックの質の向上を図っていく。

(3) 環境経営に関連する経済・社会的情報の整理

持続可能な社会の構築には、環境、経済及び社会の統合的な向上が求められる。これを事業活動に照らしてみると、企業の持続可能性を的確に捉えるためには、環境面のみ

ならず、経済面及び社会面を含めて企業の活動状況を把握することが必要となる。

環境報告においては環境情報に焦点を当てた開示がなされるが、最近では社会面や経済面も統合した形での開示のあり方に関する議論も活発に行われている。そのため、そのような国際的な議論の動向も踏まえた上で、環境情報の基盤を整理・検討していく必要がある。

なお、環境負荷と財務情報を体系的に開示する手法のひとつとしては環境会計があるが、環境会計情報の利用促進について引き続き検討していく必要がある。

(4) 環境報告の未実施企業への促進

簡易的な環境報告の推進

特に規模の小さな企業においては、環境経営や環境報告に対する人・資金・ノウハウ等が不足しているという課題がある。環境経営の普及には、環境報告を利用したステークホルダーからのフィードバックを多くの企業が実施して、環境経営をすることのメリットを実感することが重要である。

それらの課題を抱える企業には、まずは、基本となる環境情報による簡易的な環境報告を実施してもらうことが有効である。そのため、やさしい環境報告の作成手引きや入力可能な環境情報により、環境報告が容易に実施できる情報基盤の整備が望まれる。

環境報告のインセンティブ

環境報告の普及には、実施によるメリットを企業が得ることが必要である。そのために、既存作業の負荷低減や環境経営の評価、情報開示の透明性によるイメージアップといった効果が望まれる。さらに、積極的に開示を行った企業の取組を紹介することなどもインセンティブとなる。

作業負荷の低減としては、一般的に開示を求められる環境情報をフォーマット化して開示してもらい、多くの利用者にその情報を基礎情報として利用してもらうことが考えられる。また、法規制により国・地方公共団体等に既に報告している情報の有効利用も、企業の意思により可能になれば、負担軽減には効果的である。

さらに、環境経営の簡易的な評価を付加的機能として設けることで、金融取引や公共調達等における環境配慮型の取引につなげることも、企業にとってのインセンティブ付けになる。

（おわりに）（未定稿：検討会の議論を受けて記載）

グリーン経済の実現のためには、金融機関や投資家、国や地方公共団体、消費者など様々なステークホルダーが、企業の環境配慮行動を適切に評価することが期待される。また、適切に評価された結果が経済行動に結びつく仕組みを構築する必要がある。そのためには、環境情報を提供できるソフト・ハード両面での基盤整備が求められる。

また、環境情報を含めた非財務情報の開示は、国際的なトレンドになりつつあり、環境情報の開示を促進することや、ICT情報基盤整備などに取り組んでいくことで、世界をリードすることができる。

我が国の経済成長と持続可能な社会の形成を成すための重要な要素としてのグリーン経済への移行には、

- バリューチェーン全体で持続可能な資源・エネルギー利用を志向する環境経営の推進基盤
 - 環境・社会・経済の視点を統合的に経済活動に織り込むための情報開示基盤
- の2つの基盤がその礎として重要であり、多様なステークホルダーと連携を通じて、有効な施策を推し進めていく必要がある。

i RoHS 指令 (Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment) は、電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令。2006 年 7 月 1 日以降、EU 市場において、有害 6 物質 (水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール、ポリ臭化ジフェニルエーテル) を一定量以上含む電気電子機器類の販売が禁止されている。

ii REACH 規制 (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals) は、2007 年 6 月 1 日以降、EU において化学物質の登録、評価、許可、制限を行う規制。

iii 欧州水枠組指令 (Water Framework Directive) は EU 圏内の水資源 (表流水、河口水、沿岸水、地下水) を保全するために統一的な水管理を行うことを目的に 2000 年 10 月に採択した指令。汚染の防止、持続可能な水利用の促進、水環境の保全、水域の生態系の改善、洪水および渇水の影響の緩和を図ることなどを具体的な目的としている。区域ではなく、河川単位で浄化および管理の取り組みを導入していることが特徴である。本指令では、すべての水域を 2015 年までに良好な水質状態にするとの目標を掲げている。

iv 環境配慮促進法「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (平成 16 年法律第 77 号、平成 17 年 4 月施工)。大企業 (中小起用を除く) について、環境情報の開示を努力義務として要請している。

v 欧米を中心として制度化された開示がなされているが、証券取引所による上場規制の一環として、南アフリカのヨハネスブルグ証券取引所は、2010 年に上場会社に対して財務報告と持続可能性報告の統合的報告を実施することを義務付けている。また米国の証券取引委員会 (Securities Exchange Commission : SEC) は、2010 年 2 月気候変動に関する開示のためのガイダンス文書を発行している。

vi 国際統合報告委員会 (International Integrated Reporting Committee: IIRC) は国際的に合意された統合報告フレームワークを構築することを目的として活動しており、2011 年 9 月に統合報告に関する協議文書 (“ Towards Integrated Reporting, Communicating Value in the 21st Century ”) を発行。統合報告とは企業が財務、環境、社会、ガバナンスの情報を、明瞭で、簡潔で、一貫かつ比較可能な形で、一体として提供するものとされる。

vii 金融規制改革法は紛争鉱物の利用が同国東部における暴力を伴う紛争の資金源となることを防ぐことを目的として、2010 年 7 月に成立。同法 1502 条はコンゴや隣国ルワンダなどの紛争地で産出される鉱物 (タンタル、スズ、金、タングステン) を製品に使用する企業に対し、SEC への報告義務を課している。